

PAL

連合会だより「パル」

PALひろば
“共済”南北

今回は 福岡
筥崎宮
(福岡県福岡市)



今号の 主要項目

- 令和4年度地方公務員共済組合の長期給付事業の概況
- 令和5年度第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況
- 令和6年度における地方公務員共済組合の事業運営について
- 令和6年度の年金額改定についてお知らせします
- 年金払い退職給付制度に係る年金財政状況(令和4年度末)及び財政再計算結果について

CONTENTS

主要項目 1	令和4年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況 [総務部企画課]	P.03
主要項目 2	令和5年度第3四半期積立金の管理 及び運用実績の状況 [資金運用部運用第一課]	P.08
主要項目 3	令和6年度における地方公務員共済組合の 事業運営について [総務省自治行政局公務員部福利課]	P.17
主要項目 4	令和6年度の年金額改定についてお知らせします [厚生労働省年金局年金課]	P.25
主要項目 5	年金払い退職給付制度に係る年金財政状況 (令和4年度末)及び財政再計算結果について [年金業務部数理課]	P.29
年金制度等の日誌	年金制度に関連した法律等の改正状況／ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況	P.32
業務等の状況	会議開催状況	P.32
人事異動		P.33
■ 宿泊施設の紹介 博多サンヒルズホテル	[警察共済組合福岡県支部]	P.34
■ PALひろば“共済”南北 195 福岡おすすめ観光情報	[警察共済組合福岡県支部]	P.35

令和4年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況

[総務部企画課]

※数値は、「令和4年度 地方公務員共済組合等事業年報」に基づく。

1 組合員数等

令和4年度末の組合員の総数は2,937,719人で(<表1-1>参照)、前年度に比べて102,607人減少(対前年度比3.4%減)しました。また、標準報酬の月額総額は1兆2,039億円で、前年度に比べて250億円減少(同2.0%減)し、標準期末手当等の総額は4兆5,295億円で、前年度に比べて1,036億円減少(同2.2%減)しました。なお、組合員種類別の組合員数及び構成割合は<表1-2>に示すとおりです。

<表1-1> 組合別・男女別組合員数、標準報酬の月額の総額、標準期末手当等の総額(長期適用)

(単位:人、千円)

区分	組合員数				対前年度増減	標準報酬の月額の総額	標準期末手当等の総額
	男	女	計	令和3年度末計			
地方職員	194,502	134,913	329,415	330,247	▲ 832	138,100,716	500,488,545
(団体共済部)	7,202	6,822	14,024	13,808	216	5,607,484	20,244,138
公立学校	450,808	507,314	958,122	1,061,318	▲ 103,196	395,762,590	1,575,294,836
警察	250,955	45,497	296,452	297,739	▲ 1,287	138,845,602	484,168,004
東京都	75,718	53,023	128,741	125,887	2,854	57,103,580	215,032,652
市町村連合会	715,984	509,005	1,224,989	1,225,135	▲ 146	474,141,118	1,754,552,084
合計	1,687,967	1,249,752	2,937,719	3,040,326	▲ 102,607	1,203,953,606	4,529,536,121

(注1:団体共済部は、地方職員の内数です。(以下、本稿において同じ。))
(注2:端数処理の関係で、内訳の計と合計値が一致しないところがあります。)

<表1-2> 組合員種類別の組合員数及び構成割合

(単位:人、%)

区分	男	女	計	構成割合
一般組合員	1,303,367	1,208,351	2,511,718	85.5
地方公共団体の長である組合員	1,736	44	1,780	0.1
特定消防組合員	148,360	5,448	153,808	5.2
長期組合員	7,387	6,853	14,240	0.5
特定消防長期組合員	-	-	-	-
船員一般組合員	1,869	27	1,896	0.1
継続長期組合員	1,101	89	1,190	0.0
特定警察組合員	224,147	28,940	253,087	8.6
合計	1,687,967	1,249,752	2,937,719	100.0

2 長期給付に係る経理等の収支状況

令和4年度末の各組合の厚生年金保険経理並びに連合会の厚生年金保険調整経理、厚生年金拠出金経理及び基礎年金拠出金経理を合わせた収支状況は、<表2-1>に示すとおり、収入総額9兆87億7千719円、支出総額8兆399億3千993円で、その収支差は6,094億7千719円となります。この結果、厚生年金保険給付に充てるべき積立金は21兆378億7千719円となりました。また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-2>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は3兆7,314億7千719円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-1> 厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区分		令和4年度決算
収入	負担金	2,795,351,854
	組合員保険料	1,709,708,719
	厚生年金交付金	3,410,306,908
	基礎年金交付金	45,241,211
	財政調整拠出金受入金	52,312,714
	利息及び配当金	3,053,759
	信託の運用益	990,947,548
	その他	1,753,299
合計	9,008,676,012	
支出	給付費	3,731,386,400
	厚生年金拠出金	3,116,999,957
	基礎年金拠出金	1,517,676,582
	財政調整拠出金	-
	信託の運用損	23,300,269
	その他	9,933,914
合計	8,399,297,122	
収支差		609,378,890
積立金	組合勘定	9,255,321,474
	連合会勘定	11,782,440,424
	合計	21,037,761,898

(注1:「厚生年金拠出金(負担金)」・「厚生年金交付金(支払金)」・「基礎年金拠出金(負担金)」・「基礎年金交付金(支払金)」については、地方公務員共済組合全体では二重計上となるため、調整の上、集計しています。(表2-2)において同じ。)

(注2:収入には「組合払込金」及び「連合会交付金」を含まず、支出には「連合会払込金」、「連合会払込金返還金」及び「組合交付金」を含みません。(表2-2)において同じ。)
なお、それぞれの額は、「組合払込金」、「連合会払込金」及び「連合会払込金返還金」が915億円、「連合会交付金」及び「組合交付金」が197億円となっています。)

<表2-2> 組合別厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区分	収入①	支出②	差引①-②	年度末積立金
地方職員	910,197,508	906,085,190	4,112,318	203,334,870
(団体共済部)	37,056,650	34,409,278	2,647,372	85,269,535
公立学校	2,915,703,180	2,983,649,251	▲ 67,946,071	2,086,505,397
警察	893,883,962	791,019,909	102,864,053	1,514,689,111
東京都	391,958,542	387,197,638	4,760,904	215,078,501
市町村連合会	3,314,123,200	3,168,675,518	145,447,682	5,235,713,595
地共済連合会	582,809,620	162,669,616	420,140,004	11,782,440,424
合計	9,008,676,012	8,399,297,122	609,378,890	21,037,761,898

令和4年度末の各組合の退職等年金経理並びに連合会の退職等年金給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-3>に示すとおり、収入総額2,885億円、支出総額78億円で、その収支差は2,808億円となります。この結果、退職等年金給付に充てるべき積立金は2兆929億円となりました。また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-4>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は47億5,564万円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-3> 退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区分		令和4年度決算
収入	負担金	140,283,687
	掛金	140,287,213
	財政調整拠出金受入金	-
	利息及び配当金	1,038,548
	信託の運用益	6,897,870
	その他	18,775
合計	288,526,093	
支出	給付費	4,755,639
	財政調整拠出金	-
	信託の運用損	-
	その他	3,004,701
	合計	7,760,340
収支差		280,765,753
積立金	組合勘定	1,989,635,588
	連合会勘定	103,260,292
	合計	2,092,895,880

(注:収入には「組合払込金」を含まず、支出には「連合会払込金」を含まません。(「表2-4」において同じ。)なお、それぞれの額は、「組合払込金」が140億円、「連合会払込金」が140億円となっています。)

<表2-4> 組合別退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区分	収入①	支出②	差引①-②	年度末積立金
地方職員	32,503,304	998,511	31,504,793	222,576,047
(団体共済部)	1,331,403	44,982	1,286,421	8,667,864
公立学校	97,374,785	2,331,855	95,042,930	679,751,981
警察	32,986,515	706,531	32,279,984	227,935,691
東京都	13,338,464	363,920	12,974,544	90,907,111
市町村連合会	111,981,212	2,670,499	109,310,713	768,464,758
地共済連合会	341,813	689,024	▲ 347,211	103,260,292
合計	288,526,093	7,760,340	280,765,753	2,092,895,880

令和4年度末の各組合の経過的長期経理及び連合会の経過的長期給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-5>に示すとおり、収入総額1兆804億円、支出総額6,066億円で、その収支差は4,737億円となります。この結果、経過的長期給付に充てるべき積立金は20兆7,510億円となりました。また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-6>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は5,579億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-5> 経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区分		令和4年度決算
収入	負担金	24,435,042
	基礎年金交付金(連合会交付金)	57,935
	利息及び配当金	6,411,490
	信託の運用益	1,047,528,166
	その他	1,972,644
	合計	1,080,405,277
支出	給付費	557,934,597
	拠出金	36,949,657
	信託の運用損	10,894,513
	その他	895,808
	合計	606,674,575
収支差		473,730,702
積立金	組合勘定	8,461,041,043
	連合会勘定	12,289,979,849
	合計	20,751,020,892

(注:収入には「連合会交付金」を含まず、支出には「組合交付金」を含まません。(「表2-6」において同じ。)なお、それぞれの額は、「連合会交付金」が579億円、「組合交付金」が579億円となっています。)

<表2-6> 組合別経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区分	収入①	支出②	差引①-②	年度末積立金
地方職員	4,903,352	61,577,667	▲ 56,674,315	89,542,308
(団体共済部)	3,385,557	2,202,751	1,182,806	87,853,131
公立学校	106,127,481	207,937,414	▲ 101,809,933	1,729,507,082
警察	78,501,261	52,261,965	26,239,296	1,315,604,621
東京都	10,720,409	27,861,546	▲ 17,141,137	148,594,219
市町村連合会	321,041,431	219,871,307	101,170,124	5,177,792,813
地共済連合会	559,111,343	37,164,676	521,946,667	12,289,979,849
合計	1,080,405,277	606,674,575	473,730,702	20,751,020,892

<表2-7> 年金給付支給状況(全体)

(単位:件、千円)

区 分	支給件数 (令和4年度決算)	支給額 (令和4年度決算)
厚生年金保険給付	7,187,871	1,254,263,077
老齢厚生年金	6,522,402	1,157,779,712
65歳以上	5,264,484	954,151,196
65歳未満	1,257,357	203,570,439
繰上げ支給	561	58,077
障害厚生年金	65,541	11,589,437
障害手当金	17	27,443
遺族厚生年金	599,900	84,846,227
脱退一時金	11	20,258
退職等年金給付	2,220,759	4,754,121
退職年金	2,204,848	2,025,870
終身	1,199,538	842,137
有期(240月)	555,931	418,661
有期(120月)	449,379	765,072
有期退職年金一時金	10,882	1,785,104
整理退職一時金	7	1,901
遺族に対する一時金	4,123	824,937
公務障害年金	115	36,597
公務遺族年金	784	79,712
退職共済年金	14,161,107	2,158,528,232
既裁定	7,948,492	1,948,894,383
うち繰上げ支給	204,383	45,018,638
職域	6,211,906	209,561,657
65歳以上	5,065,493	174,310,744
65歳未満	1,145,852	35,239,865
繰上げ支給	561	11,048
追加費用	709	72,192
うち繰上げ支給	-	-
退職年金	400,054	136,718,523
減額退職年金	48,780	11,164,203
通算退職年金	15,649	1,550,928
退職一時金	-	-
脱退一時金	2	3,492
返還一時金	1	324
障害共済年金	151,132	22,102,101
既裁定	122,033	21,276,872
公務等	3,935	1,418,683
公務外	118,098	19,858,189
職域	29,099	825,229
公務等	279	54,538
公務外	28,820	770,691
追加費用	-	-
障害年金	14,246	4,125,341
公務上	737	347,549
公務外	13,509	3,777,792
障害一時金	-	-
遺族共済年金	4,286,143	664,633,394
既裁定	2,332,700	489,699,286
公務等	10,106	1,782,484
公務外	2,322,594	487,916,802
職域	1,267,387	25,327,681
公務等	280	10,734
公務外	1,267,107	25,316,948
追加費用	686,056	149,606,427
遺族年金	175,186	36,121,123
公務上	5,859	1,385,251
公務外	169,327	34,735,871
通算遺族年金	2,522	110,259
特例死亡一時金	-	-
死亡一時金	-	-
短期在留脱退一時金	-	-
合 計	28,663,462	4,294,076,636

3 受給権者数及び年金額

令和4年度末の受給権者(在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含まます。)は、総数4,969,918人(対前年度比3.4%増)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員528,838人(同2.4%増)、公立学校1,727,397人(同4.2%増)、警察402,968人(同3.5%増)、東京都237,109人(同2.1%増)、市町村連合会2,073,606人(同3.1%増)で、年金種類別受給権者数、構成割合は<表3-1>のとおりです。

<表3-1> 組合別年金種類別受給権者数

(単位:人、%)

区 分	地方職員 (団体共済部)		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成 割合
厚生年金保険給付	119,245	7,368	423,004	106,889	55,770	526,616	1,231,524	24.8
老齢厚生年金	102,452	6,529	386,884	94,112	48,527	461,201	1,093,176	22.0
65歳以上	89,643	5,769	330,955	74,199	42,564	404,973	942,334	19.0
65歳未満	12,807	760	55,915	19,858	5,963	56,207	150,750	3.0
繰上げ支給	2	-	14	55	-	21	92	0.0
障害厚生年金	1,570	83	4,866	1,374	646	5,814	14,270	0.3
障害手当金	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族厚生年金	15,223	756	31,254	11,403	6,597	59,601	124,078	2.5
脱退一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
退職等年金給付	41,487	2,410	173,182	34,538	17,750	181,736	448,693	9.0
退職年金	41,463	2,410	173,129	34,474	17,747	181,633	448,446	9.0
終 身	23,443	1,091	86,830	19,761	9,204	95,891	235,129	4.7
10年以上	1,563	279	5,065	23	57	2,099	8,807	0.2
10年未満	2,000	812	81,765	19,738	9,147	93,791	226,322	4.5
小 計	25,006	1,370	91,895	19,784	9,261	97,990	243,936	4.9
有期 (240月)	4,339	177	41,481	3,032	2,761	56,808	108,421	2.2
10年以上	253	37	1,714	3	11	959	2,940	0.1
10年未満	4,086	140	39,767	3,029	2,750	55,849	105,481	2.1
小 計	4,592	214	43,195	3,035	2,772	57,767	111,361	2.2
有期 (120月)	11,234	677	35,658	11,642	5,679	25,344	89,557	1.8
10年以上	631	149	2,381	13	35	532	3,592	0.1
10年未満	10,603	528	33,277	11,629	5,644	24,812	85,965	1.7
小 計	11,865	826	38,039	11,655	5,714	25,876	93,149	1.9
公務障害年金	2	-	21	12	1	27	63	-
公務遺族年金	22	-	32	52	2	76	184	-
退職共済年金	248,771	13,250	801,182	181,262	119,948	1,012,621	2,363,784	47.6
既裁定	149,834	7,137	422,612	89,294	72,153	564,161	1,298,054	26.1
20年以上	128,372	4,783	367,385	78,051	63,269	463,809	1,100,886	22.2
20年未満	18,688	2,295	39,616	9,181	8,373	87,920	163,778	3.3
繰上げ支給	2,774	59	15,611	2,062	511	12,432	33,390	0.7
小 計	149,834	7,137	422,612	89,294	72,153	564,161	1,298,054	26.1
職 域	98,903	6,093	378,553	91,968	47,791	448,397	1,065,612	21.4
65歳以上	67,781	2,920	262,821	60,572	30,647	307,449	729,270	14.7
20年以上	18,838	2,471	61,408	11,904	11,273	86,541	189,964	3.8
20年未満	48,943	479	201,413	48,668	19,374	195,268	480,716	9.9
繰上げ支給	2	-	14	55	-	21	92	0.0
小 計	86,621	5,391	324,243	72,531	41,920	394,011	919,326	18.5
65歳未満	9,376	315	44,195	17,787	4,314	41,782	117,454	2.4
20年以上	2,906	387	10,115	1,650	1,557	12,604	28,832	0.6
20年未満	6,470	-	34,080	16,137	2,757	29,178	88,622	1.8
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	12,282	702	54,310	19,437	5,871	54,386	146,286	2.9
追加費用	34	20	17	-	4	63	118	0.0
20年以上	27	17	1	-	-	10	38	0.0
20年未満	7	3	16	-	4	53	80	0.0
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	34	20	17	-	4	63	118	0.0
障害共済年金	5,307	267	18,091	3,976	1,982	19,661	49,017	1.0
既裁定	4,324	228	15,045	3,173	1,549	16,123	40,214	0.8
公務等	75	4	235	198	27	271	806	0.0
公務外	4,249	224	14,810	2,975	1,522	15,852	39,408	0.8
職 域	983	39	3,046	803	433	3,538	8,803	0.2
公務等	6	-	17	26	4	26	79	0.0
公務外	977	39	3,029	777	429	3,512	8,724	0.2
追加費用	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族共済年金	102,329	3,522	255,346	69,458	38,249	299,960	765,342	15.4
既裁定	53,589	1,882	127,322	35,929	19,278	156,537	392,655	7.9
公務等	172	1	302	374	52	828	1,728	0.0
公務外	53,417	1,881	127,020	35,555	19,226	155,709	390,927	7.9
職 域	31,975	1,193	79,645	22,488	12,800	101,542	248,450	5.0
公務等	3	-	18	11	4	46	82	0.0
公務外	31,972	1,193	79,627	22,477	12,796	101,496	248,368	5.0
追加費用	16,765	447	48,379	11,041	6,171	41,881	124,237	2.5
共済年金計	356,407	17,039	1,074,619	254,696	160,179	1,332,242	3,178,143	63.9
退職年金	5,259	73	39,412	3,469	1,490	14,512	64,142	1.3
減額退職年金	936	26	3,790	173	171	2,767	7,837	0.2
通算退職年金	98	20	385	22	81	1,707	2,293	0.0
障害年金	329	9	1,658	140	107	1,164	3,398	0.1
公務上	21	-	51	23	4	52	151	0.0
公務外	308	9	1,607	117	103	1,112	3,247	0.1
遺族年金	5,020	92	11,315	3,035	1,554	12,560	33,484	0.7
公務上	153	2	221	248	42	397	1,061	0.0
公務外	4,867	90	11,094	2,787	1,512	12,163	32,423	0.7
通算遺族年金	57	20	32	6	7	302	404	0.0
旧年金計	11,699	240	56,592	6,845	3,410	33,012	111,558	2.2
合 計	528,838	27,057	1,727,397	402,968	237,109	2,073,606	4,969,918	100.0

(注:在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含まます。)

令和4年度末の年金額(在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含みます。)は、総額4兆5,742億円(対前年度比2.53%減)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員5,115億円(同3.13%減)、公立学校1兆7,169億円(同2.66%減)、警察3,900億円(同2.48%減)、東京都2,171億円(同2.77%減)、市町村連合会1兆7,388億円(同2.22%減)で、年金種類別年金額、構成割合は<表3-2>のとおりです。

<表3-2> 組合別年金種類別年金額

(単位:千円、%)

区 分	地方職員		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成割合
		(団体共済部)						
厚生年金保険給付	129,777,921	5,490,760	492,570,273	133,878,014	57,760,629	545,137,840	1,359,124,676	29.7
老齢厚生年金	111,785,737	4,908,706	450,243,692	120,082,423	50,099,604	480,403,113	1,212,614,568	26.5
65歳以上	98,988,265	4,422,804	389,151,378	94,764,469	44,003,484	425,956,107	1,052,863,702	23.0
65歳未満	12,796,944	485,902	61,083,826	25,278,095	6,096,120	54,438,497	159,693,481	3.5
繰上げ支給	529	-	8,488	39,859	-	8,509	57,385	0.0
障害厚生年金	1,409,652	70,894	5,010,360	1,371,696	550,932	4,950,812	13,293,451	0.3
障害手当金	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族厚生年金	16,582,532	511,160	37,316,221	12,423,895	7,110,093	59,783,916	133,216,656	2.9
脱退一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
退職等年金給付	286,391	17,552	1,180,124	274,683	133,311	1,126,401	3,000,909	0.1
退職年金	275,385	17,552	1,131,000	230,384	131,528	1,039,212	2,807,509	0.1
終 身	115,062	6,127	434,353	88,243	47,233	446,335	1,131,226	0.0
10年以上	4,756	725	20,628	66	170	5,838	31,458	0.0
小 計	119,818	6,852	454,981	88,309	47,403	452,173	1,162,684	0.0
有期(240月)	21,424	984	228,936	15,059	15,509	279,742	560,669	0.0
10年以上	737	100	8,431	23	45	2,701	11,936	0.0
小 計	22,161	1,084	237,366	15,082	15,553	282,442	572,604	0.0
有期(120月)	129,173	8,814	418,154	126,925	68,339	301,536	1,044,127	0.0
10年以上	4,234	802	20,498	68	233	3,061	28,094	0.0
小 計	133,406	9,616	438,653	126,993	68,572	304,597	1,072,221	0.0
公務障害年金	2,556	-	36,256	22,966	1,024	50,775	112,876	-
公務遺族年金	8,450	-	12,868	21,333	759	37,114	80,523	-
退職共済年金	247,726,998	9,260,590	777,952,443	165,942,164	113,260,174	846,390,553	2,151,272,333	47.0
既裁定	228,041,320	8,410,305	696,788,440	144,849,340	104,332,918	760,910,255	1,934,922,274	42.3
20年以上	219,709,031	7,738,608	665,110,520	140,066,871	101,577,959	721,399,695	1,847,864,076	40.4
20年未満	4,470,387	591,521	9,857,713	1,866,401	2,094,129	23,575,264	41,863,893	0.9
繰上げ支給	3,861,902	80,176	21,820,208	2,916,068	660,830	15,935,297	45,194,305	1.0
小 計	228,041,320	8,410,305	696,788,440	144,849,340	104,332,918	760,910,255	1,934,922,274	42.3
職 域	19,649,104	828,936	81,155,459	21,092,824	8,926,210	85,454,621	216,278,219	4.7
65歳以上	17,146,133	710,965	69,417,768	16,575,273	7,724,578	74,532,006	185,395,757	4.1
20年以上	372,192	41,998	1,112,371	265,348	210,905	1,724,328	3,685,144	0.1
繰上げ支給	99	-	1,723	7,379	-	1,641	10,841	0.0
小 計	17,518,423	752,963	70,531,861	16,847,999	7,935,483	76,257,976	189,091,743	4.1
65歳未満	2,073,751	69,790	10,460,113	4,219,763	957,036	8,936,649	26,647,312	0.6
20年以上	56,929	6,183	163,485	25,062	33,691	259,996	539,164	0.0
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	2,130,681	75,973	10,623,598	4,244,825	990,727	9,196,645	27,186,476	0.6
追加費用	36,574	21,349	8,544	-	1,046	25,677	71,840	0.0
20年以上	35,568	20,735	1,482	-	-	13,391	50,441	0.0
20年未満	1,006	614	7,062	-	1,046	12,286	21,400	0.0
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	36,574	21,349	8,544	-	1,046	25,677	71,840	0.0
障害共済年金	4,693,959	233,989	17,928,072	4,088,402	1,643,514	17,101,866	45,455,813	1.0
既裁定	4,538,781	228,515	17,367,026	3,919,805	1,574,938	16,543,822	43,944,372	1.0
公務等	202,973	6,408	652,889	548,880	81,854	793,901	2,280,497	0.0
公務外	4,335,808	222,107	16,714,137	3,370,925	1,493,084	15,749,921	41,663,875	0.9
職 域	155,178	5,474	561,046	168,597	68,576	558,044	1,511,441	0.0
公務等	10,416	-	28,204	39,164	6,392	51,742	135,918	0.0
公務外	144,762	5,474	532,842	129,433	62,184	506,302	1,375,523	0.0
追加費用	-	-	-	-	-	-	-	-
遺族共済年金	107,472,746	2,348,726	298,967,319	73,030,505	38,428,238	277,127,939	795,026,747	17.4
既裁定	77,656,990	1,628,480	207,498,945	52,838,653	27,441,787	203,089,617	568,525,991	12.4
公務等	274,835	1,160	490,990	612,379	82,550	1,263,635	2,724,389	0.1
公務外	77,382,154	1,627,320	207,007,956	52,226,274	27,359,237	201,825,982	565,801,602	12.4
職 域	4,123,315	131,469	11,379,346	3,266,658	1,736,237	13,427,538	33,933,094	0.7
公務等	1,123	-	7,459	5,438	2,053	24,035	40,108	0.0
公務外	4,122,192	131,469	11,371,886	3,261,220	1,734,184	13,403,503	33,892,986	0.7
追加費用	25,692,441	588,777	80,089,028	16,925,194	9,250,214	60,610,784	192,567,662	4.2
共済年金計	359,893,703	11,843,306	1,094,847,835	243,061,071	153,331,926	1,140,620,359	2,991,754,893	65.4
退職年金	13,163,063	128,948	102,872,257	8,077,473	3,444,490	30,432,244	157,989,527	3.5
減額退職年金	1,473,436	35,959	7,421,583	242,750	282,242	4,519,322	13,939,333	0.3
通算退職年金	88,696	9,021	341,756	24,758	91,606	1,061,556	1,608,372	0.0
障害年金	578,728	13,702	2,927,804	270,768	167,090	1,790,765	5,735,155	0.1
公務上	61,837	-	174,000	80,844	11,288	171,487	499,455	0.0
公務外	516,891	13,702	2,753,805	189,924	155,802	1,619,278	5,235,700	0.1
遺族年金	6,193,252	80,594	14,740,011	4,121,585	1,856,058	14,063,622	40,974,528	0.9
公務上	301,736	3,182	457,585	521,658	83,151	765,241	2,129,370	0.0
公務外	5,891,517	77,413	14,282,426	3,599,927	1,772,907	13,298,382	38,845,158	0.8
通算遺族年金	14,636	3,237	11,323	2,909	3,637	79,266	112,131	0.0
旧年金計	21,511,811	271,460	128,314,734	12,740,243	5,845,123	51,947,136	220,359,046	4.8
合 計	511,469,825	17,623,078	1,716,912,965	389,954,011	217,070,988	1,738,831,735	4,574,239,524	100.0

(注:在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含みます。)

令和5年度第3四半期積立金の管理 及び運用実績の状況

[資金運用部運用第一課]

ご紹介

令和5年度第3四半期における地方公務員共済組合連合会の積立金の管理及び運用実績並びに地方公務員共済全体の積立金の管理及び運用実績の状況について、主な内容をお知らせします。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」内、「資金運用状況」「令和5年度」「第3四半期:管理及び運用実績の状況」にてご覧になれます。<https://www.chikyoren.or.jp/sikin/joukyo.html>)

年金積立金は長期的な運用を行うものですので、その運用状況も長期的に判断することが必要です。

また、総合収益額は、各期末時点での時価に基づく評価であるため、評価損益を含んでおり、市場の動向によって変動するものであることにもご留意ください。

なお、当該四半期における運用実績については、速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

市場環境【各市場の動き(令和5年10月~12月)】

国内債券

10年国債利回りは低下しました。日銀による長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)の再修正などを背景に大幅に上昇した後、米国長期金利の低下の影響を受けて低下(債券価格は上昇)しました。

国内株式

国内株式は上昇しました。中東情勢の不透明感や国内外の金利上昇を受けて下落する場面もみられましたが、外国株式の上昇などを背景に国内株式も持ち直しの動きとなりました。

外国債券

米国10年国債利回りは低下しました。米国連邦準備制度理事会(FRB)による金融引き締め長期化観測が強まり上昇した後、FRBの利上げ局面が終了したとの見方が次第に優勢となり低下基調(債券価格は上昇)に転じました。

外国株式

外国株式は上昇しました。米国金利の上昇に伴い株式の割高感が意識され当初下落する場面もみられましたが、米欧の長期金利が低下に転じたことや底堅い米景気動向を背景に大きく反発しました。

外国為替

ドル円は、大幅に円安ドル高が進行した後、米国の長期金利が低下に転じたことや日銀の金融政策の修正観測の強まりを背景に円高ドル安が急速に進みました。ユーロ円は、ドイツ等の長期金利の上昇を受けて一時円安ユーロ高が進行しましたが、ユーロ圏の景気減速やドイツ等の金利低下を受けて円高ユーロ安となりました。

【ベンチマーク収益率】

【参考指標】

		令和5年 10月~12月					
			R5年9月末	R5年10月末	R5年11月末	R5年12月末	
国内債券	NOMURA-BPI総合	0.89%	国内債券 (10年国債利回り) (%)	0.77	0.95	0.67	0.61
国内株式	TOPIX(配当込み)	2.04%	国内株式 (TOPIX配当なし) (ポイント)	2,323.39	2,253.72	2,374.93	2,366.39
			国内株式 (日経平均株価) (円)	31,857.62	30,858.85	33,486.89	33,464.17
外国債券	FTSE世界国債インデックス (除く日本、中国、ヘッジなし円ベース)	2.56%	外国債券 (米国10年国債利回り) (%)	4.57	4.93	4.33	3.88
			外国債券 (ドイツ10年国債利回り) (%)	2.84	2.81	2.45	2.02
外国株式	MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み)	5.17%	外国株式 (NYダウ) (ドル)	33,507.50	33,052.87	35,950.89	37,689.54
			外国株式 (ドイツDAX) (ポイント)	15,386.58	14,810.34	16,215.43	16,751.64
			外国為替 (ドル/円) (円)	149.23	151.45	147.84	140.98
			外国為替 (ユーロ/円) (円)	157.99	160.08	161.30	155.73

① 厚生年金保険給付調整積立金

運用利回り	2.54% (時間加重収益率・運用手数料等控除前)
運用収入額	3,897億円 (総合収益額・運用手数料等控除前)
運用資産残高	15兆7,045億円 (時価)

② 経過的長期給付調整積立金

運用利回り	2.68% (時間加重収益率・運用手数料等控除前)
運用収入額	4,219億円 (総合収益額・運用手数料等控除前)
運用資産残高	16兆1,791億円 (時価)

③ 退職等年金給付調整積立金

運用利回り	0.11% (実現収益率)
運用収入額	1.24億円 (実現収益額)
運用資産残高	1,104億円 (簿価)

1 時間加重収益率
運用機関の意思によってコントロールできない運用元本等の流入の影響を排除して、時価に基づいて計算した収益率です。このため、運用機関の運用能力を評価するのに適した収益率の計算方法となっています。

2 総合収益額
実現収益額に加え資産の時価評価による評価損益を加味した、時価に基づく収益額です。
(計算式) 総合収益額 = 売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収益増減(当期末未収益 - 前期末未収益) + 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)

1 厚生年金保険給付調整積立金の運用状況

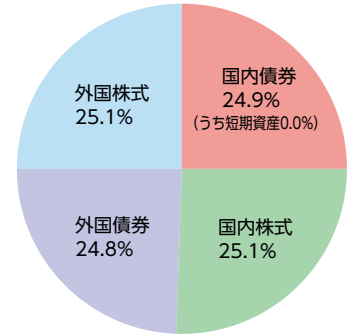
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和4年度末	令和5年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.4	24.0	24.8	24.9	—	25.0
うち短期資産	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	—	
国内株式	25.7	25.2	25.3	25.1	—	25.0
外国債券	24.6	24.8	24.9	24.8	—	25.0
外国株式	25.3	26.0	25.1	25.1	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。
 (注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3) 令和5年度第3四半期末において、オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は2.1%(上限5%)です。
 (注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

時間加重収益率は、外国株式の上昇等により2.54%となりました。

なお、修正総合収益率は、2.53%となりました。

資産別の時間加重収益率については、国内債券0.94%、国内株式1.97%、外国債券2.30%、外国株式4.92%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、3,897億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券362億円、国内株式766億円、外国債券877億円、外国株式1,893億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、15兆7,045億円となりました。

(単位:億円)

	令和4年度末			令和5年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	34,756	34,134	▲622	37,193	36,762	▲431	39,266	37,838	▲1,428	40,143	39,107	▲1,036	—	—	—
うち短期資産	(12)	(12)	(0)	(16)	(16)	(0)	(36)	(36)	(0)	(20)	(20)	(0)	—	—	—
国内株式	28,345	35,850	7,505	27,171	38,656	11,485	26,904	38,692	11,788	27,722	39,482	11,761	—	—	—
外国債券	34,692	34,368	▲324	35,744	37,929	2,185	36,558	37,990	1,432	37,190	38,987	1,797	—	—	—
外国株式	20,031	35,297	15,265	20,003	39,789	19,787	19,774	38,352	18,579	19,681	39,468	19,787	—	—	—
合計	117,824	139,649	21,825	120,110	153,136	33,026	122,502	152,872	30,370	124,736	157,045	32,309	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

3 修正総合収益率

実現収益額に資産の時価評価による評価損益増減を加え、時価に基づく収益を把握し、それを元本平均残高に前期末未収収益と前期末評価損益を加えたもので除した時価ベースの比率です。算出が比較的容易なことから、運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標として用いられます。

(計算式) 修正総合収益率 = {売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益)}

+ 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)} / (元本(簿価)平均残高 + 前期末未収収益 + 前期末評価損益)

2 経過的長期給付調整積立金の運用状況

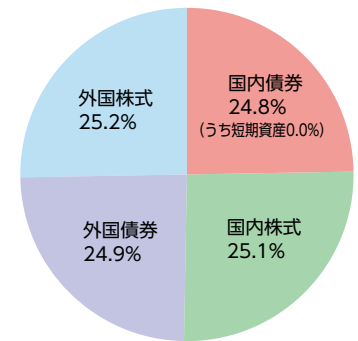
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和4年度末	令和5年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.3	23.9	24.7	24.8	—	25.0
うち短期資産	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	—	
国内株式	25.7	25.3	25.3	25.1	—	25.0
外国債券	24.6	24.7	24.8	24.9	—	25.0
外国株式	25.4	26.0	25.1	25.2	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1)基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2)上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3)団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注4)上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

時間加重収益率は、外国株式の上昇等により2.68%となりました。

なお、修正総合収益率は、2.65%となりました。

資産別の時間加重収益率については、国内債券0.88%、国内株式1.98%、外国債券2.65%、外国株式5.16%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、4,219億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券347億円、国内株式784億円、外国債券1,040億円、外国株式2,049億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、16兆1,791億円となりました。

(単位:億円)

	令和4年度末			令和5年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	36,019	35,421	▲598	38,491	38,068	▲423	40,526	39,165	▲1,361	41,147	40,168	▲979	—	—	—
うち短期資産	(50)	(50)	(0)	(1)	(1)	(0)	(35)	(35)	(0)	(1)	(1)	(0)	—	—	—
国内株式	29,495	37,524	8,029	28,060	40,200	12,140	27,669	40,110	12,441	28,268	40,561	12,292	—	—	—
外国債券	36,597	35,939	▲657	37,419	39,366	1,947	38,190	39,299	1,108	38,721	40,338	1,617	—	—	—
外国株式	20,788	37,118	16,330	20,453	41,423	20,970	20,099	39,695	19,597	19,867	40,724	20,858	—	—	—
合計	122,900	146,002	23,103	124,423	159,057	34,634	126,484	158,268	31,785	128,003	161,791	33,789	—	—	—

(注1)上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2)団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注3)上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

3 退職等年金給付調整積立金の運用状況

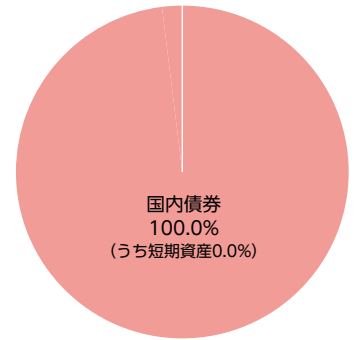
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和4年度末	令和5年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
うち短期資産	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	—	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.11%となりました。

退職等年金給付調整積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、1.24億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(簿価)は、1,104億円となりました。

(単位:億円)

	令和4年度末			令和5年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	1,033	999	▲ 34	1,033	1,007	▲ 26	1,056	995	▲ 61	1,104	1,055	▲ 50	—	—	—
うち短期資産	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	—	—	—
合計	1,033	999	▲ 34	1,033	1,007	▲ 26	1,056	995	▲ 61	1,104	1,055	▲ 50	—	—	—

(注1) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

(注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

① 厚生年金保険給付積立金

運用利回り	2.50% (修正総合収益率・運用手数料等控除後)
運用収入額	6,766億円 (総合収益額・運用手数料等控除後)
運用資産残高	27兆3,577億円 (時価)

② 経過的長期給付積立金

運用利回り	2.66% (修正総合収益率・運用手数料等控除後)
運用収入額	7,160億円 (総合収益額・運用手数料等控除後)
運用資産残高	27兆3,325億円 (時価)

③ 退職等年金給付積立金

運用利回り	0.12% (実現収益率)
運用収入額	28億円 (実現収益額)
運用資産残高	2兆2,952億円 (簿価)

1 厚生年金保険給付積立金の運用状況

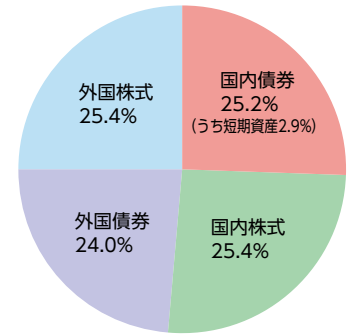
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和4年度末	令和5年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	25.8	23.6	25.4	25.2	-	25.0
うち短期資産	(4.0)	(2.3)	(3.7)	(2.9)	-	
国内株式	25.6	25.8	25.7	25.4	-	25.0
外国債券	23.6	24.1	23.8	24.0	-	25.0
外国株式	25.0	26.4	25.2	25.4	-	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±20%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。
 (注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3) 令和5年度第3四半期末において、オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は1.9%(上限5%)です。
 (注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、外国株式の上昇等により2.50%となりました。

なお、時間加重収益率は、2.52%となりました。

資産別の修正総合収益率については、国内債券0.84%、国内株式1.94%、外国債券2.25%、外国株式5.00%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、6,766億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券576億円、国内株式1,344億円、外国債券1,450億円、外国株式3,395億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、27兆3,577億円となりました。

(単位:億円)

	令和4年度末			令和5年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	65,060	64,396	▲664	63,275	62,865	▲409	70,232	68,356	▲1,877	70,307	69,009	▲1,298	-	-	-
うち短期資産	(10,024)	(10,024)	(▲0)	(6,040)	(6,040)	(0)	(10,046)	(10,046)	(0)	(7,965)	(7,965)	(▲0)	-	-	-
国内株式	50,157	63,897	13,739	47,987	68,762	20,775	47,896	69,145	21,250	48,479	69,411	20,931	-	-	-
外国債券	59,194	58,823	▲370	60,204	64,120	3,916	61,405	64,022	2,616	62,396	65,626	3,230	-	-	-
外国株式	35,966	62,415	26,449	35,868	70,266	34,399	35,691	67,999	32,308	35,468	69,531	34,063	-	-	-
合計	210,378	249,532	39,154	207,333	266,014	58,680	215,224	269,522	54,298	216,650	273,577	56,927	-	-	-

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

2 経過的長期給付積立金の運用状況

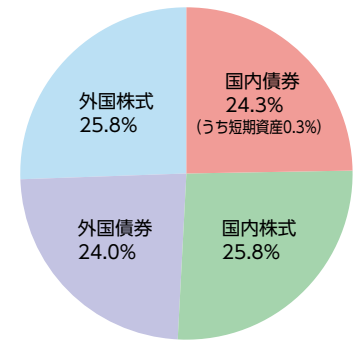
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和4年度末	令和5年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.2	23.3	24.1	24.3	—	25.0
うち短期資産	(0.4)	(0.3)	(0.5)	(0.3)	—	
国内株式	26.2	26.2	26.3	25.8	—	25.0
外国債券	23.8	23.8	23.9	24.0	—	25.0
外国株式	25.8	26.7	25.7	25.8	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±20%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 団体生存保険・不動産については、国内債券に含めています。

(注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、外国株式の上昇等により2.66%となりました。

なお、時間加重収益率は、2.68%となりました。

資産別の修正総合収益率については、国内債券0.87%、国内株式1.92%、外国債券2.63%、外国株式5.13%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、7,160億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券570億円、国内株式1,356億円、外国債券1,693億円、外国株式3,542億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、27兆3,325億円となりました。

(単位:億円)

	令和4年度末			令和5年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	60,659	60,183	▲477	63,069	62,876	▲193	66,512	64,823	▲1,689	67,669	66,552	▲1,116	—	—	—
うち短期資産	(968)	(968)	(0)	(700)	(700)	(0)	(1,391)	(1,391)	(0)	(758)	(758)	(0)	—	—	—
国内株式	50,768	65,212	14,444	48,952	70,763	21,811	48,359	70,521	22,162	48,814	70,438	21,625	—	—	—
外国債券	60,196	59,263	▲933	61,021	64,386	3,364	62,063	64,028	1,965	62,889	65,698	2,809	—	—	—
外国株式	35,887	64,193	28,306	35,623	72,155	36,531	35,022	69,077	34,054	34,725	70,636	35,910	—	—	—
合計	207,510	248,851	41,340	208,666	270,180	61,513	211,957	268,449	56,492	214,097	273,325	59,228	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 団体生存保険・不動産については、国内債券に含めています。

(注3) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

3 退職等年金給付積立金の運用状況

(1) 資産構成割合

資産構成割合は、以下のとおりとなりました。

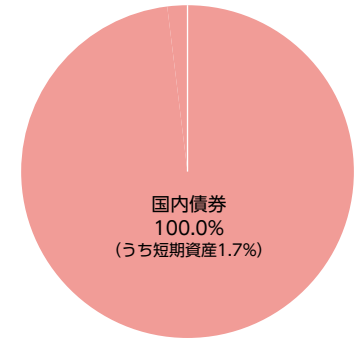
(単位:%)

	令和4年度末	令和5年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0
うち短期資産	(1.3)	(2.0)	(1.3)	(1.7)	-	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0

(注1) 貸付金・投資不動産については、国内債券に含めています。

(注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.12%となりました。

退職等年金給付積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、28億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(簿価)は、2兆2,952億円となりました。

(単位:億円)

	令和4年度末			令和5年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	20,929	20,182	▲747	21,524	20,943	▲581	22,230	20,904	▲1,326	22,952	21,854	▲1,098	-	-	-
うち短期資産	(274)	(274)	(0)	(436)	(436)	(0)	(282)	(282)	(0)	(400)	(400)	(0)	-	-	-
合計	20,929	20,182	▲747	21,524	20,943	▲581	22,230	20,904	▲1,326	22,952	21,854	▲1,098	-	-	-

(注1) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

(注2) 貸付金・投資不動産については、国内債券に含めています

(注3) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

令和6年度における地方公務員 共済組合の事業運営について

[総務省自治行政局公務員部福利課]

ご紹介

令和6年度における地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の事業運営については、総務省から「令和6年度における地方公務員共済組合の事業運営について」(令和6年1月24日付け総行福第9号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)が示されたところです。

この通知は、共済組合の事業運営に関する一般的事項、短期給付に関する事項、長期給付に関する事項、保健事業に関する事項等から構成されております。

以下その内容を掲載します。

1 事業運営に関する一般的事項

1 (1) 地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の業務の運営に当たっては、事務処理の合理化及び職員の適正配置等により組織の簡素化を図り、かつ、その組織の規模及び構成等を勘案して適正な人事管理及び昇進管理を行うこと。また、職員研修を一層充実し、職員の意識の向上及び職場の活性化を図ること等により、効率的な業務の執行体制を確保すること。

(2) 国においては「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、新規増員は特に必要と認められる場合に限る等、行政機関の機構及び定員を厳格に管理していること並びに地方公共団体においては、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(令和5年10月20日総行給第55号、総行公第102号、総行女第23号総務副大臣通知)に基づき、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組んでいる。共済組合においては、これらを勘案して、引き続き徹底した業務の見直しや効率化を図るとともに、共済組合を取り巻く課題に的確に対応できるよう、また、職員の年齢構成や退職者数を見通した上で、計画的かつ適正な定員管理の推進に取り組むこと。

2 (1) 職員の給与及び諸手当(退職手当を含む。)については、国家公務員の給与等の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の給与等の取扱いを勘案して適正に措置すること。

なお、施設職員の給与については、従事する業務の内容に応じて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表に定める行政職俸給表(二)に相当する給料表を適用すること。

(2) 職員の勤務時間及び休暇等の勤務条件については、国家公務員の勤務条件の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の勤務条件の取扱いを勘案して適正に措置すること。

3 (1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により定められた長時間労働

の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置について、共済組合においても適切に対応するとともに、時間外勤務縮減及び年次有給休暇の取得促進、早出遅出勤務やフレックスタイム制等の活用による多様で柔軟な働き方の実現に努めること。

(2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)において、事業主は、国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組むこととされていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

(3) 女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置及びセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることが求められていることから、共済組合においては、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)等も踏まえ、適切に対応すること。

(4) 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)においては、男性の育児休業取得率について、2025年までに、国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤。以下同じ。)における1週間以上の取得割合を85%、民間企業における取得割合を50%、2030年までに、国・地方の公務員における2週間以上の取得割合を85%、民間企業における取得割合を85%とする目標の引き上げが行われた。

また、「第5次男女共同参画基本計画」(令和5年12月26日一部変更閣議決定)においては、女性の登用について、2025年度末までに、都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合を30%(40%)と、都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合を16%(22%)と、民間企業の係長(課長)相当職に占める女性の割合を30%(18%)とする目標の達成が求められていることから、共済組合においては、これらを踏まえ、適切に対応すること。

(5) テレワークについては、働き方改革や業務効率化、災害や感染症発生時の機能維持等のための有効な手段となっていることから、テレワーク導入事例や「テレワークセキュリティガイドライン(第5版)」(令和3年5月総務省策定)等を参考に、テレワークの推進にできるだけ取り組むこと。

(6) 感染症発生時においても、必要な業務継続を図るため、業務の優先順位を検討し、感染症発生時に継続すべき業務については、組織全体として必要な業務体制の確保を図ること。

4 地方公共団体において人事評価制度が実施されていることを踏まえ、共済組合においても、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国や地方公共団体の人事評価制度・運用を参考に、共済組合の実情に応じて公正かつ客観的な人事評価制度に取り組むこと。

5 (1) 共済組合の事務処理については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等関係法令を遵守しつつ、共済組合を組織する地方公共団体における取組を勘案し、事務・事業の整理、民間委託、ICTの利活用、人事管理の適正化等を積極的に推進する等、一層の経費の削減につながる事務処理を行うこと。

その際、事務用品経費及びシステム開発等経費の削減、ICT化によるペーパーレス化、タクシー・ハイヤーの利用の在り方、出張旅費の削減、会議等の在り方については、次のことに留意すること。

- ① 事務用品及びシステム開発等については、地方公務員等共済組合法等関係法令を遵守の上、原則として、入札等の手続によること。
- ② ICT化によるペーパーレス化については、ICT化に係る費用とペーパーレス化の効果の関係を十分検討すること。
- ③ タクシー・ハイヤーについては、
 - ア 手荷物等の運搬の場合
 - イ 業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合
 - ウ 通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合
 - エ 出張の目的又は用務の内容により、タクシーを利用することが合理的である場合又は公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合
 - オ 健康管理上特に必要性が認められた場合等に利用すること。

また、帳簿等を備え、利用の都度、利用日時、目的地、利用目的、利用者名等の利用状況を記録し、利用者から領収書等を提出させ、管理すること。

- ④ 出張については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。
また、出張旅費については、
 - ア 行程等に支障のない限り、パック商品(運賃・宿泊代がセットになったもの)、割引航空券(普通航空券及び往復割引航空券を除く。)の利用を行い、利用後の航空券の半券、パック商品の領収書等を提出させ、管理
 - イ 日当については、全行程で公用車等を利用する等、日当で賄うこととされている交通費実費が伴わない方法による出張の場合又は午前のみ若しくは午後のみ出張等で昼食を要しないことが明らかな場合は、日当の本来支給額の2分の1を支給すること。
- ⑤ 会議等については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

(2) 「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、LED照明等の省エネルギー・脱炭素型の製品への買換え及び多様で柔軟な働き方にも資するクールビズ・ウォームビズ等の身近な場面での取組等により、脱炭素型ライフスタイルへの転換が求められていることを踏まえ、共済組合においては、これらの取組を実施するよう努めること。

6 (1) 職員による横領・収賄、飲酒運転及び個人情報漏えい等不祥事件を未然に防止する観点から、綱紀の肅正、服務規律の確保及び職務に係る倫理の保持には、一層の徹底を図ること。

(2) 資金を扱う業務(年金の支払い、医療給付金の還付、資金運用、宿泊施設における売上金管理等)については、1人の職員ですべての事務を行うことのないよう、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討し、責任の所在を明確化することにより、管理体制及び運用の両面からの事故防止対策を図ること。

(3) インターネットバンキングを利用する場合には、契約者番号やパスワードを適切に管理するとともに、送金指示を行う際には、上記(1)及び(2)の趣旨等を踏まえ、支払の決定行為を適正な手続を経て行うことや複層的なチェック体制を十分に整えること等に留意すること。

7 契約事務を含む経費の執行に当たっては、いやしくも社会的批判を招くことのないよう、法令の規定を遵守することはもとより、事務手続のより一層の透明性及び公平性を確保すること。また、経費の執行については、その必要性及び内容について十分な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取扱いに準じて、疑念を招くことのないように適切なものとする。その際、契約や経費支出に関する諸規程に必要な改善を加える等適正な対応を図ること。

併せて、執行担当職員に対する権限の集中を避け、管理監督者の責任体制を確立するとともに、部内における相互けん制機能の発揮に努めること。

8 (1) 共済組合の個人情報の保護に関する規程は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成28年個人情報保護委員会告示第6号から第9号まで)の内容を踏まえたものとする。また、個人情報を取り扱う職員に対して個人情報を取り扱う事務の処理方法及び個人情報保護の重要性に関する研修の充実を図ること等を通じて個人情報の適正な管理を確保すること。

なお、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、個人情報保護委員会及び当課に速やかにその旨を報告すること。

(2) 保険者番号及び組合員等記号・番号(以下「組合員等記号・番号等」という。)の取扱いについては、法令において、共済組合は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならないとされていることから、組合員等記号・番号等の告知を求める際には、その必要性を事前に十分に検討すること。

(3) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第13条の規定に基づく指定を受けた共済組合4法人については、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づく万全の対策を講ずるとともに、地方公務員共済組合連合会や業務委託先とも連携を強化し、情報セキュリティマネジメントシステムのPDCAサイクルを適切に実行することを通じて、組織全体の情報セキュリティ水準の維持・向上を図ること。特に、「独立行政法人等における情報セキュリティインシデント発生時の対応とその予防について」(令和2年9月29日総務省大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室長通知)を踏まえ、インシデントの発生防止及び発生時の影響低減のための対策の実施、インシデントが発生した場合の当課への速やかな連絡や通信ログの取得・保存等、適切な調査や対処を可能とする対策を実施すること。

また、その他共済組合については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和5年3月28日総務省デジタル基盤推進室公表)等を参考とし、情報セキュリティに関する適切な対策を講ずること。

情報セキュリティを適正に確保するためには、情報セキュリティ対策の必要性と内容を職員が十分に理解していることが必要不可欠であることから、職員に対する情報セキュリティに関する研修の充実を図ること。特に、不審メールへの対処方法の周知など職員へのセキュリティ教育を徹底すること。

(4) ソーシャルメディアを利用するに当たっては、共済組合の服務規程等を遵守し、上記(3)掲載のガイドライン、「総務省公式SNS運用方針」(平成25年6月11日総務省政策評価広報課広報室公表)及び「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」(平成25年6月28日総務省人事・恩給局参事官室公表)等を参考に、適切に利用を行うこと。

なお、利用に当たって多数の批判的コメントが寄せられた場合には、直ちに補足説明若しくは謝罪等の投稿を行うか又は静観等の対応を行うかを決定し、事態の解消を図ること。

9 (1) 国においては、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき定められた「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月28日閣議決定)に基づき業務継続計画の策定が求められていること及び地方公共団体においては、「地方公共団体における業務継続計画の策定について」(令和5年3月29日消防第42号消防庁国民保護・防災部防災課長通知)に基づき業務継続計画の策定が求められていることにかんがみ、共済組合においても、国の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の取扱いを勘案して、業務継続計画の策定や内容の充実に向けて検討すること。

(2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条第1項の規定に基づき策定された「防災基本計画」(令和5年5月30日中央防災会議決定)において、国等が住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄等の普及啓発を図ることとされていることにかんがみ、共済組合においては、適切な備蓄等を行うよう努めること。

10 臨時・非常勤職員に係る組合員の資格取得の手続については、引き続き所属所とも十分に連携を図り、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第2条第1項第5号から第7号等に定められた要件を適切に適用していくこと。

11 組合員の標準報酬の決定及び改定に当たっては、当該標準報酬の額が掛金・負担金や給付額の算定に用いられることについて十分理解の上、適切に実施すること。

特に、いわゆる随時改定、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定に係る算定基礎額の確認に当たって

は、改定すべき要件を満たしているか、算定した額が著しく不当なものとなっていないか等について確認し、適切に対応すること。

なお、一定の要件を満たす場合は、いわゆる保険者算定を行うことに留意すること。

12 (1) 共済組合が年金受給者や関係機関に送付する帳票等の様式や記載内容については、作業プロセスの中で、組織内でのチェック体制を強化し、その正確性に万全を期すこと。

(2) 給付に関する事務処理については、地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)(以下「施行規程」という。)第119条の規定等を踏まえ、各共済組合で定める標準処理期間に則り、適切に事務処理を行うこと。

13 組合員及びその被扶養者(以下「組合員等」という。)並びに年金受給者に対し、共済組合制度についての認識及び理解を深めるよう積極的に広報活動を行い、その周知徹底に努めるとともに、相談業務の充実強化を図ること。

また、定年引上げを踏まえ、地方公共団体においては、60歳に達する職員に対して、60歳以後の任用、給与、退職手当の制度に関する情報提供を行うこととされていることから、共済組合においては、地方公共団体と連携し、年金制度等の情報提供を行うこと。

14 共済組合以外の実施機関が発出するねんきん定期便に係る年金受給権者等からの照会内容のうち、被用者年金一元化前の共済組合制度の内容に係るものについては、共済組合において責任を持って対応すること。

15 地方公共団体においては、生涯生活設計及び健康保持増進等のライフプラン関連施策の計画的な推進が図られているところであるが、共済組合においても地方公共団体と協力しつつ、その推進を図ること。なお、この場合の費用については、当該事業の実施主体等の役割分担、対象者の受益度等を勘案して適切に負担すること。

また、共済組合がライフプラン関連施策の推進をするに当たっては、一般財団法人地域社会ライフプラン協会との連携及び協力やその諸事業の活用等の観点にも十分留意すること。なお、地方公務員も個人型確定拠出年金に加入できることになっている点にも留意すること。

16 個人番号を含む特定個人情報の保護については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)等に基づき、適切に対応すること。

17 組合員等及び年金受給権者の個人番号の取得については、正確なデータ登録を行う観点から、組合員資格取得届出書や裁定請求書への記載により本人から個人番号の提供を受けた上で、個人番号に誤りがないかマイナンバーカードの写し等の書類により、厳格な本人確認を行うこと。

その他のマイナンバー登録事務における留意事項については、別途、通知等でお知らせすることを予定していること。

18 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、情報照会・提供機関として、適切に対応するとともに、被扶養者の認定、年金の給付等に関する事務において積極的に活用すること。

また、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)により、受給者が登録した「公的給付支給等口座」の活用について、遺漏のないよう適切に対処すること。

- 19 組合員や年金受給権者からの申請・届出のオンライン化については、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)等において、行政手続のオンライン化を推進するとされていることを踏まえ、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会における検討及び実施状況にも留意しつつ必要な対応を行うとともに、庁内LANなど既に情報セキュリティが確保されている回線を利用することが可能な場合は、電子メール等による手続について、積極的に取り組むこと。
- 20 共済組合が法令に基づいて行う承認申請等については、事前に必要書類の確認等を行い、遺漏のないようにすること。
また、事業報告書等の法令に基づく報告や各種統計・調査照会に係る回答データについては、組織内でのチェック体制を強化し、その正確性に万全を期すこと。
- 21 組合会会議録や事業及び決算に関する報告書(以下「会議録等」という。)については、組合のホームページに掲載するなど、組合員等が必要なときにいつでも会議録等を閲覧することができるよう環境整備に取り組むこと。

2 短期給付に関する事項

- 1 短期給付事業の実施に当たっては、制度改革や医療費の増高等の短期給付事業を取り巻く状況を十分把握の上、健全な事業運営が確保できるよう努めること。
- 2 短期給付財政については、共済組合全体として年々厳しくなっており、財政状況が窮迫している共済組合が増加していることから、その健全性を確保するため、不適正な医療費を排除する観点に立ったレセプト審査の強化や、短期給付財政の安定化に資するための計画(データヘルス計画)に基づく、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、総合的な医療費の適正化対策を積極的に実施すること。
- 3 ジェネリック医薬品については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において定められた使用割合の目標値をおおむね達成しているが、差額通知の発出等、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組を引き続き実施すること。
併せて、共済組合の医療費の実態の関係者への周知、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動の強化等、医療費増嵩対策についても引き続き積極的に実施すること。
- 4 附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえ、その見直しを行うとともに、他の医療保険制度との均衡を十分勘案して適正に定めること。
- 5 柔道整復師の施術及びはり・きゅうの施術に係る療養費の支給に関する取扱いについては、それぞれ「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日保発0524第2号厚生労働省保険局長通知)及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」(令和4年5月31日保発0531第2号厚生労働省保険局長通知)等により示されているところである。
柔道整復師の施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を求めているが、はり・きゅうの施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を要していないことから、共済組合において総括票の添付を求めようとする場合には、共済組合と施術者との間で総括票の取扱いを協議する必要があること等に留意の上、療養費の支給事務に遺漏のないように適切に行うこと。
- 6 東日本大震災の被災組合員等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)その他の措置により、一部負担金の支払の免除措置等が講じられてきたところであり、福島原発事故による避難指示等対象地域の一部の住民については一部負担金の免除措置が継続されているところであるが、今後の取扱いについてはその動向に注視すること。
- 7 オンライン資格確認等システムの運用のためには、医療保険者による資格情報等の正確かつ迅速な登録が極めて重要であることから、引き続き資格情報等の正確かつ迅速な登録について、遺漏のないように適切に対応すること。
- 8 令和6年12月2日にマイナンバーカードと健康保険証が一体化することを踏まえ、引き続きマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを推進するとともに、地方公共団体と連携し、その円滑な移行に向けた取組を着実に実施すること。
また、マイナンバーカードの健康保険証利用は、自身の健康・医療データに基づく適切な医療が受けられるなどのメリットがあることから、より一層の利用促進を図るため、地方公共団体と連携し、その周知広報の取組を充実すること。
- 9 被扶養者の認定については、地方公務員等共済組合法運用方針、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」(令和3年5月13日総行福第129号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について」(令和5年4月4日総行福第140号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)、「『年収の壁・支援強化パッケージ』における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」(令和5年11月1日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡)及び「組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」(令和3年3月31日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡)等の取扱いに遺漏のないよう適切に対応すること。

3 長期給付に関する事項

- 1 長期給付については、平成27年10月の被用者年金の一元化に伴い、公務員の厚生年金への加入及び「年金払い退職給付」制度が創設されたところである。共済組合においては、いわゆるワンストップサービスの実施や2以上の種別の被保険者期間を有する者に係る在職支給停止等の各種事務手続について、共済情報連携システムを効果的に活用すること等により、引き続き遺漏のないよう適切に対処すること。
- 2 年金制度全般に対する職員の理解の一層の促進を図り、組合員原票の移管、全組合員期間に係る標準報酬（給与）記録の管理、国民年金制度における第3号被保険者の届出経由、基礎年金の支払い、加給年金額対象者のデータ管理、併給調整に関する情報交換並びに雇用保険給付及び老齢厚生年金に係る調整対象者の調査把握等の事務処理については遺漏のないよう努めること。
- 3 長期給付に係る事務処理については、年金事務機械処理標準システム及び住民基本台帳ネットワークシステム等の活用により事務の省力化及び迅速化を一層推進し、年金受給者の便宜にも一層配慮すること。
- 4 年金の支給額の誤りを防止するため、年金の裁定、決定及び改定並びに支給に当たっては、職員の事務分担及び責任の所在を明確化し、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討する等、その管理体制及び運用の両面から適正を期するとともに、受給権者の生存の事実等の現況を正確に把握し、過誤払いの防止に努めること。
- 5 「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、所得税及び個人住民税の定額減税が実施されることとされたことから、共済組合においては、年金受給者に係る所得税の特別控除の額の控除など適切に対応すること。
- 6 年金の支給事務に当たっては、被用者年金一元化に係る実施機関が複数あるため、当該共済組合における事務の遅滞等により他の実施機関における年金の支給事務に影響が及ぶことのないよう適切に対応すること。
- 7 組合員及び年金待機者の利便の向上並びに将来の年金請求に係る意識付けを図るため、地共済年金情報Webサイトを効果的に活用し、本人への年金情報提供を適切に行うこと。
- 8 組合員期間及び標準報酬（給与）情報等の年金個人情報取扱いについては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）その他関係法令を遵守することはもとより、情報漏えい対策を講じるほか、地方公共団体情報システム機構が作成するチェックリストを活用すること。
- 9 年金制度に対する信頼を確保するため、年金受給者に対するサービスの一層の向上に努めること。例えば、年金決定請求書のターンアラウンド方式化等、年金受給者等に提出を求める書類については、法令の規定の範囲内で提出する者の便宜に十分配慮したものとすることや、給付の決定内容の通知及び振込金融機関の取扱いについては、できる限り受給者の便宜に配慮すること。
- 10 施行規程第164条の9又は第164条の10の規定に基づき、組合員等に対して発出した通知が当該組合員等の住所不明等の理由により返送された場合は、できる限りの手段を講じ、当該組合員等に通知が届くよう努めること。
- 11 「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号）及び共済組合が定める基本方針等に基づき、適切に積立金の管理及び運用を行うこと。
また、積立金の運用に当たっては、適切な資金運用計画を作成し、社債等については取得後も適格格付機関からの格付けを確認する等運用対象商品の特性等に留意しつつ、常に金融市場の動向に注意を払いながら、最新かつ正確な情報を迅速に分析し、的確な判断を行う等により、長期的な観点から安全かつ効率的な運用に努めること。

- 1 保健事業については、短期給付事業の財政状況にかんがみ、組合員等の健康教育、健康相談及び健康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資する事業を重点的に行うこととし、事業の実施に当たっては、「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に係る留意事項について」(令和5年12月27日総行福第226号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、組合、所属所、組合員等ごとに、生活習慣の状況、健康状態、医療機関への受診状況、医療費の状況等を適切に把握し、組合員等の健康状態等の分類に応じて、効果が高いと予測される事業を実施するよう努めること。
- また、データヘルス計画の内容については、共通評価指標も参考に、自組合の事業の実施率やリスク保有者割合の状況を客観的に捉え、他の医療保険者との相对比较をしながら、目標が達成されるよう継続的に事業の見直しを図り、PDCAサイクルに沿った事業実施に努めること。
- 2 (1) 人間ドック、がん検診及び生活習慣病検診等疾病予防に資する事業については、特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施と併せて、地方公共団体における厚生事業と共同で実施する等その充実に努めること。
- なお、特定健康診査等の実施に当たっては、厚生労働省が、全保険者の特定健康診査等の実施率を公表していることに留意すること。
- また、がん検診のうち子宮頸がん検診及び乳がん検診については、「第5次男女共同参画基本計画」において、地方公務員については、地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行うことが求められていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。
- (2) 地方公共団体が事業主として実施する健康診断の内容と十分に調整を行うとともに、当該健康診断を地方公共団体からの委託等により実施する場合には、当該地方公共団体に対して適正な費用負担を求めること。
- 3 組合員の健康の保持増進のためには、共済組合と事業主である地方公共団体等が積極的に連携し、疾病予防や健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施するコラボヘルスの取組が重要であること。なお、その実施に当たっては、「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に対する連携・協働の推進について」(令和5年12月27日総行福第227号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、健康スコアリングレポートや医療費データの分析結果等を地方公共団体等に説明し、健康課題を把握させ、保健事業の必要性について理解が促進されるよう努めること。
- 4 組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たっては、地方公務員等共済組合法第112条第3項に基づき、地方公共団体等に対し、組合員等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求めることが可能であることから、これを活用し、組合員等の健康状態や疾病の可能性・リスク等を的確に把握した上で、各々の健康状態等に応じた事業を行うよう努めること。
- 5 保健事業については、後期高齢者支援金の加算・減算制度において、加算対象となる実施率の基準が過去の実績を踏まえて毎年度設定されるように見直しがされた一方で、予防・健康づくりや医療費適正化に取り組む保険者に対するインセンティブがより重視されていること等を踏まえ、短期給付財政の安定化・健全化という観点からも、特定健康診査等の実施率の向上等だけではなく、糖尿病等の重症化予防・がん検診・後発医薬品の使用促進等、制度の枠組みに沿った事業の積極的な実施に努めること。
- 6 過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)において、国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある者及びその親族等が過労死等に関し相談することができる機会の確保等、過労死のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対応を行うものとされていることを踏まえ、電話による健康相談や、臨床心理士・カウンセラーの面談によるメンタルヘルス相談等、組合員等の利用推奨を図るとともに相談体制の充実に努めること。
- 7 宿泊施設利用助成事業については、公務出張における宿泊では助成券を利用することができない等助成券の利用範囲等について組合員に十分周知すること。
- また、組合員のうち、特定の者への利用に偏ることがないよう助成の在り方について十分留意するとともに、組合員等に対する交付手続及び組合員等以外の者による不正利用を防ぐための交付手続の厳格化、契約施設での組合員証の確認の徹底その他の方策を検討、実施の上、事業の適切な実施の確保に努めること。
- 8 データヘルス計画に基づき、従来から継続している事業は、これを漫然と計画することなく、分析・評価を行い、効果が希薄と思われる事業は見直すこと。

5 宿泊事業(保健事業として実施しているものを含む。)に関する事項

1 宿泊施設の運営に当たっては、「旅館業の振興指針」(令和2年厚生労働省告示第52号)を踏まえ、旅館業法(昭和23年法律第138号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)、アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、消防法(昭和23年法律第186号)、健康増進法(平成14年法律第103号)等の関係法令の規定を遵守すること。

2 宿泊施設は、本来、組合員の福祉を増進することを目的としており、その利用については、組合員を中心とすべきものであることから、組合員のニーズに沿ったサービスを展開すること。また、組合員をはじめとした顧客に対する積極的なPRはもとより、その利用に対して便宜を図ること等により効率的な利用に資する努力を行うとともに、弾力的に料金を設定し、施設職員の研修を充実させて接客サービスを向上すること等により、組合員を中心とする利用率の向上を図ること。

3 宿泊施設の運営については、組合員のニーズを踏まえ、施設の経営の実態を的確に把握し、需要の動向及び経営環境の変化等の的確な分析に基づく適切な経営計画の策定や今後の経営見通しについて検討するとともに、関係者に対する丁寧な説明や周知を適切に行うこと。

また、運営委託費の見直しや業務委託等の推進による人件費等の経費の削減、利用率を向上するためのサービスの拡充や利用料金の見直し等による収入の増加を図り、感染症の拡大等による利用者の減少に起因する収入の減少といったやむを得ない事由を除き、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないよう、独立採算の確保により一層努めること。

4 今後の経営見通しについて検討した結果、現状のままでは経営が困難である施設や他経理からの繰入金及び借入金が必要であり独立採算の確保が困難と見込まれ

る施設については、外部の専門家に委託して経営診断を実施すること等によりその原因の分析を行い、抜本的な経営改善対策又は施設の存廃について十分に検討し、速やかに所要の措置を講ずること。

この場合、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理すること。

併せて、関係者に対する説明や周知について、適切に対応するとともに、施設を整理する場合は、従業員に対する退職後の就業支援を行う等、必要な対応を行うこと。

5 施設運営の一部又は全部を委託する場合は、以下の点に留意すること。

- ① 委託先の選定に当たっては一般競争入札を原則とし、これにより難しい場合にあっては、競争性、公平性及び透明性等が十分に確保される方法によること。
- ② 委託先から、事業報告書及び決算書のほか、施設の経営分析に必要な情報や委託先の業務体制や業務内容に関する資料について、定期的に報告を求め、委託によるサービスの向上やコストの削減が図られているか、十分に精査すること。
- ③ 委託契約は適切な期間を定めて締結するとともに、現委託先との契約を安易に継続することなく、業績の評価を行った上で、適宜見直しを行うこと。
- ④ 委託先の経営状況についても定期的に報告を求め、常に安定した施設運営が確保されるよう努めること。

6 新たな施設の建設又は増築は、原則として行わないこと。また、組合員の新たなニーズに対しては、民間施設の利用を基本とすること。

仮に、施設の改良を行う場合には、地元の経済団体、旅館組合等との調整をよく行い、民間施設と競合しないように配慮すること。

また、施設の改良又は改修を行う場合には、有効性及び効率性の観点から、費用に見合った効果が得られるかどうか十分に検証した上で、十分な自己資金を含めた資金計画を立てて行うこと。

6 貯金事業に関する事項

最近における経済及び金融情勢の動向にかんがみ、支払利率の設定に当たっては、慎重に行い安全な範囲内にとどめること。また、今後の預金支払いの動向を踏まえ、将来にわたり持続可能な資金管理を行うこと。

なお、仕組債については、(1)複雑な条件が附されてい

る、流動性に乏しく長期保有を余儀なくされる等リスクの高いものを資産に組み入れないこと、(2)これら以外のものについても、資産への組入れ割合を十分に考慮することに留意の上対応するとともに、現に保有するハイリスクな仕組債については、時機を見て適宜処分すること。

7 貸付事業に関する事項

- 1 資金の貸付けについては、年度間を通ずる的確な資金計画の作成、期末・勤勉手当からの償還制度の活用等により資金の効率的運用を図ること。
- 2 貸付けの実施については、借入申込時にその内容及び借受人の償還能力等について共済組合が十分調査する等貸付要件の厳格化及び事前審査の充実を図り、貸倒れ事故防止のため、より一層の措置を講ずるとともに、未償還元利金の回収に努めること。
- 3 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた自然災害による被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月25日自然災害によ

る被災者の債務整理に関するガイドライン(研究会公表)による債務整理の申出があった場合の取扱いについては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて」(平成28年12月8日総行福第212号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)により運用しているところであり、引き続き遺漏のないよう対応すること。

- 4 財形住宅貸付制度については、子育て中の組合員に対し貸付利率を引き下げる特例措置の実施や自然災害により住宅に被害を受けた組合員に対する貸付利率の引き下げ等、その制度の周知に努めるとともに、他の住宅資金貸付等についても必要に応じ資料を提供する等、組合員の生活の安定に資するよう配慮すること。

8 物資事業に関する事項

- 1 物資事業の実施に当たっては、事業内容について十分検討を行うとともに、組合員の意向を勘案した適切な方法により行うこと。この場合における物資の供給については、共済組合、組合員及び業者との三者間の契約によるのみ行うこと。なお、事業の実施に当たっては、的確な運営を行い、独立採算の確保について十分に留意すること。
- 2 物資事業に関する事故を防止するため、事務所に多くの現金等を保管せず、口座への振込みをこまめに行うとともに、持ち出しが容易な金庫への保管を避ける等、現金等の適切な管理を徹底すること。

に、持ち出しが容易な金庫への保管を避ける等、現金等の適切な管理を徹底すること。

- 3 物資購入票の不正利用対策として、所属所における物資購入票の管理等を厳格化するとともに、組合員に対して利用方法等の周知徹底を図り、事業の適切な実施の確保に努めること。

9 事業計画及び業務経理予算の作成に関する事項等

- 1 事業計画の策定に当たっては、効率的な事業計画に資するため、経理ごとに、あらかじめ、年度間、四半期及び月間を通ずる資金計画を立てること。
- 2 制度改正及び年金受給者の増加に伴い、事務費の増嵩が引き続き見込まれている一方で、地方公共団体においては人件費を中心とする行政経費の節減が図られていることから、その積算に当たっては、事務に要する経費の見直しを行い、より一層の節減・合理化を図ること。
- 3 業務経理予算の作成については、次のことに留意すること。
 - ① 職員給与等
職員給与等の積算に当たっては、定数又は現員のいずれか

少ない方で積算すること。

併せて、退職給与引当金については、前事業年度末において計上すべき退職給与引当金の額から前々事業年度末の退職給与引当金を控除した額(当該額の計上が困難な場合は、給料年額の12分の2以上の額)を計上すること。

- ② 厚生費
健康診断に要する費用のみを計上すること。
- ③ 事務費
事務費については、原則前年度の予算額を超えることのないよう見直しを行い、必要最小限の額を計上すること。
- ④ 上記第1から第8までに掲載されている内容を踏まえて、所要の経費を計上すること。

令和6年度の年金額改定について お知らせします

[厚生労働省年金局年金課]

ご紹介

総務省から、1月19日、「令和5年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表されました。これを踏まえ、令和6年度の年金額は、法律の規定に基づき、令和5年度から2.7%の引上げとなります。

令和6年度の年金額の例

	令和5年度(月額)	令和6年度(月額)
国民年金 ^{※1} (老齢基礎年金(満額):1人分)	66,250円	68,000円 (+1,750円)
厚生年金 ^{※2} (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	224,482円	230,483円 (+6,001円)

※1 昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金(満額1人分)は、月額67,808円(対前年度比+1,758円)です。

※2 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

年金額の改定ルール

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和6年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(3.1%)を用いて改定します。

また、令和6年度のマクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)が行われます。

よって、令和6年度の年金額の改定率は、2.7%となります。

■ 参考:令和6年度の参考指標

- ・ 物価変動率 ……3.2%
- ・ 名目手取り賃金変動率^{※1} ……3.1%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率^{※2} …▲0.4%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたものです。

◆ 名目手取り賃金変動率(3.1%)

$$= \text{実質賃金変動率}(\text{▲}0.1\%) + \text{物価変動率}(3.2\%) + \text{可処分所得割合変化率}(0.0\%)$$

(令和2~4年度の平均) (令和5年の値) (令和3年度の値)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改革により導入されました。マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆ マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.4%)

$$= \text{公的年金被保険者総数の変動率}(\text{▲}0.1\%) + \text{平均余命の伸び率}(\text{▲}0.3\%)$$

(令和2~4年度の平均) (定率)

国民年金保険料について

国民年金の保険料は、平成16年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限(平成16年度水準で16,900円)に達し、引上げが完了しました。

その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者(自営業の方など)に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成16年度水準で、保険料が月額100円引き上がり17,000円となりました。

実際の保険料額は、平成16年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、令和7年度の保険料額は以下の通りとなります。

	令和6年度	令和7年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,980円 (+460円) ※令和5年度は16,520円	17,510円 (+530円)

在職老齢年金について

在職老齢年金は、賃金(賞与込み月収)と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止する仕組みです。

支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和6年度の支給停止調整額は以下の通りとなります。

	令和5年度	令和6年度
支給停止調整額	48万円	50万円

【参考】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などは、令和5年の物価変動率(3.2%)に基づき、3.2%の引上げとなります。

		令和5年度(月額)		令和6年度(月額)	
①	障害者などに対する給付 ^{※1}	特別障害給付金	(1級) 53,650円 (2級) 42,920円	(1級) 55,350円(+1,700円) (2級) 44,280円(+1,360円)	
		特別児童扶養手当	(1級) 53,700円 (2級) 35,760円	(1級) 55,350円(+1,650円) (2級) 36,860円(+1,100円)	
		特別障害者手当	27,980円	28,840円(+860円)	
		障害児福祉手当	15,220円	15,690円(+470円)	
②	原子爆弾被爆者に対する給付 ^{※2}	健康管理手当	35,760円	36,860円(+1,100円)	
③	年金生活者支援給付金法に基づく給付	老齢年金生活者支援給付金	5,140円 ^{※3}	5,300円 ^{※3} (+160円)	
		障害年金生活者支援給付金	(1級) 6,425円 (2級) 5,140円	(1級) 6,625円(+200円) (2級) 5,300円(+160円)	
		遺族年金生活者支援給付金	5,140円	5,300円(+160円)	
④	母子家庭・父子家庭などに対する給付(所管:こども家庭庁)	児童扶養手当	(第1子) 44,140円 (第2子) 10,420円 (第3子以降) 6,250円	(第1子) 45,500円(+1,360円) (第2子) 10,750円 (+330円) (第3子以降) 6,450円 (+200円)	

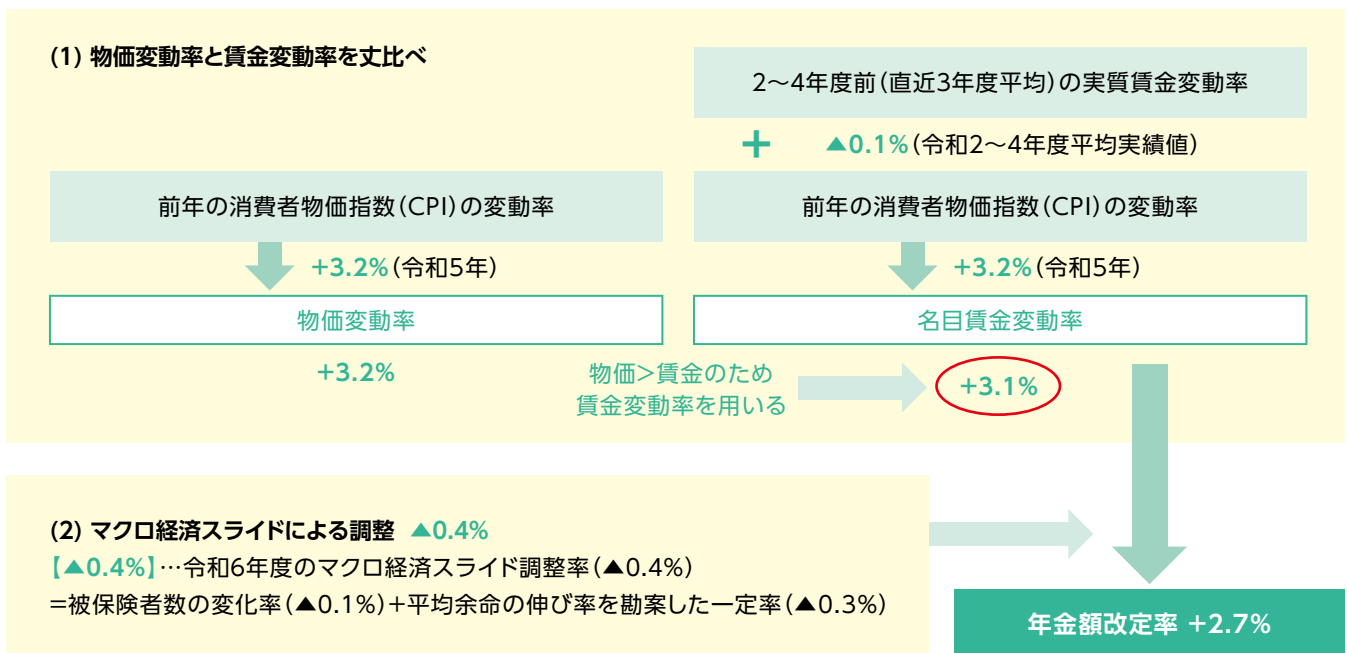
※1 この他、経過的福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

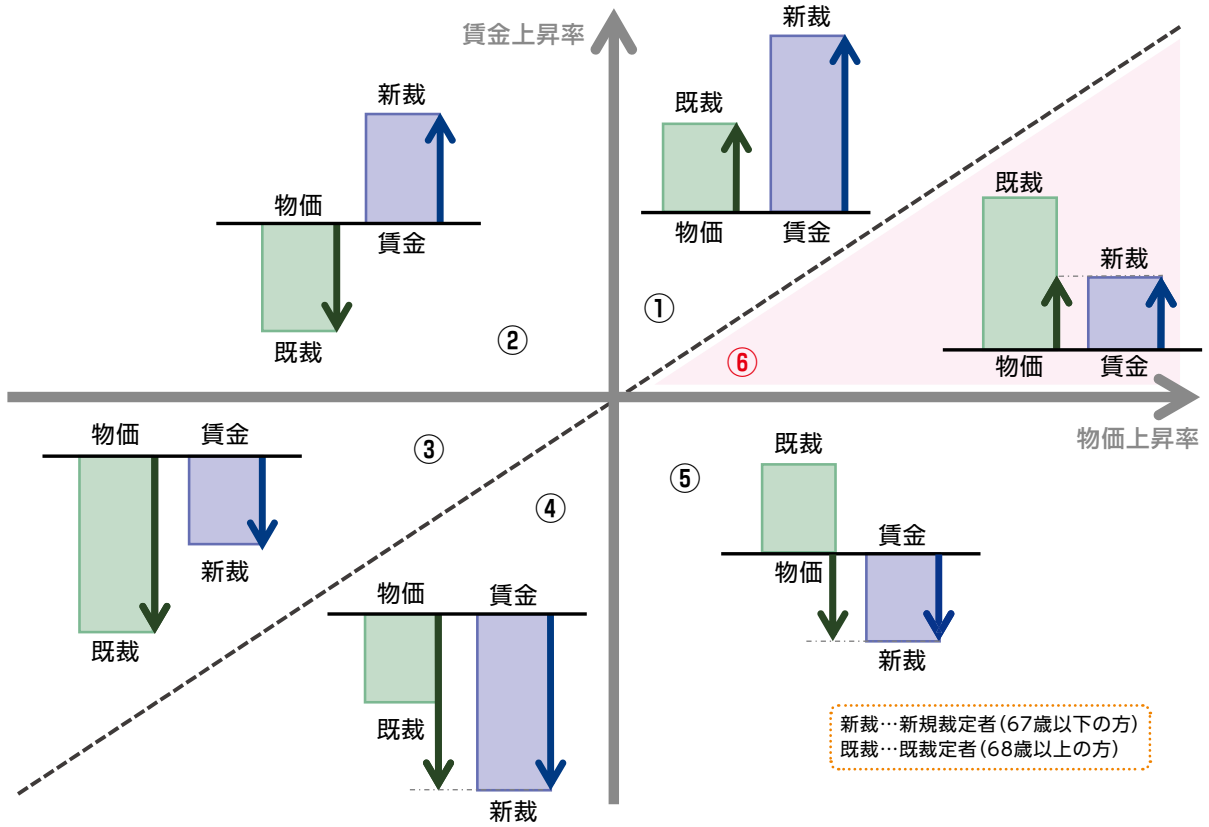
※3 これは基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間などに応じて算出される。

令和6年度の年金額の改定について

- 年金額は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目賃金変動率を用いて改定する。
- この結果、令和6年度の年金額は、前年度から+2.7%のプラス改定となる。



年金額の改定(スライド)のルール



年金払い退職給付制度に係る年金財政状況 (令和4年度末)及び財政再計算結果について

[年金業務部数理課]

I. 財政検証について

1 令和4年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度に係る財政状況については、毎年、将来の給付に向けて積み立てておくべき金額(積立基準額)と実際の積立金額(いずれも国共済と地共済との合計額)との比較をし、財政状況を確認しています。これを「財政検証」と呼んでいます。

令和4年度末の財政状況は、以下のとおりです。

「積立基準額」は、令和4年度末時点における将来の給付に向けて積み立てておくべき金額であり、国共済が7,640億円、地共済が20,603億円、合計で28,243億円となっています。一方、令和4年度末時点の実際の「積立金」は、簿価ベースで国共済が8,272億円、地共済が20,929億円、合計で29,201億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が632億円の剰余、地共済が326億円の剰余、合計で958億円の剰余となりました。

(単位:億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	28,243	7,640	20,603
積立金(簿価ベース)	B	29,201	8,272	20,929
剰余または不足	C=(B-A)	+ 958	+ 632	+ 326

(注)「+」は積立金が剰余の状態を表しています。

2 国共済と地共済との間の財政調整(財政調整拠出金(確定値))

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済との間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余(積立金>積立基準額)の共済から不足(積立金<積立基準額)の共済に対し、その不足分の5分の1(ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を財政調整拠出金として拠出することとされています。

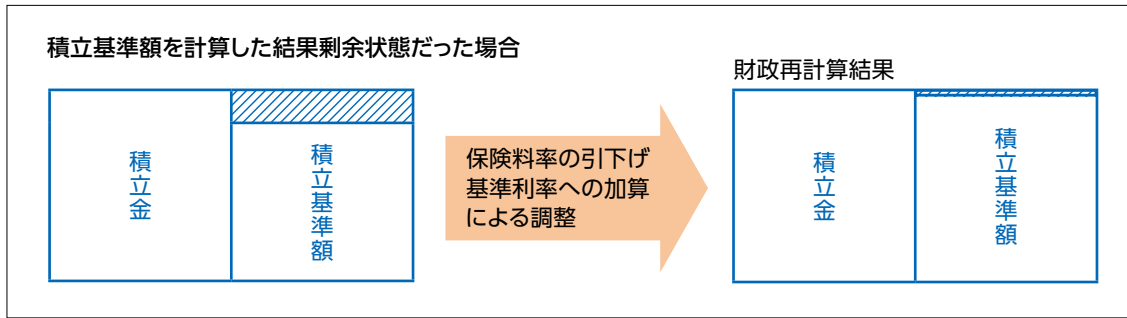
令和4年度末の財政状況では、前記I.1のとおり、国共済、地共済ともに「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金(確定値)は発生しません。

II. 財政再計算について

1 財政再計算

年金払い退職給付に要する費用については、積立基準額と積立金（いずれも国共済と地共済との合計額）とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定めることとされ、少なくとも5年に一度は財政再計算を実施することとされています。前回の財政再計算は、平成30年度に実施しました。それから5年となるため、今年度、財政再計算を行いました。

財政再計算では、積立基準額と積立金とが将来にわたって均衡を保つことができるように、保険料率および基準利率の加算率（基準利率への一定率の加算）を算定します。再計算前の保険料率および基準利率の将来の見通し等を用いて積立基準額を計算した結果、剰余状態（積立金>積立基準額）となる場合、保険料率の引下げや基準利率への加算（毎年の市場の状況を勘案して算定する率に、積立剰余を財源として一定率（加算率）を加算）により均衡を図ることとなります。不足状態の場合はその逆を行います。



今年度、財政再計算を行った結果、次のとおりとなりました。

保険料率は、現在の率と同じく1.50%（掛金率、負担金率はそれぞれ0.75%）となりました。（令和6年4月1日より適用。）

基準利率は、毎年の市場の状況を勘案して算定する率に、積立剰余を財源として加算率0.08%を加算することとなりました。（令和6年10月より適用。）

剰余解消前

（単位：億円）

区分		地共済+国共済
積立金（簿価ベース）	A	29,201
総給付現価	B	99,138
保険料収入現価	C	72,025
積立基準額	D=B-C	27,113
積立剰余	E=A-D	2,089

均衡を図る

財政再計算結果

（単位：億円）

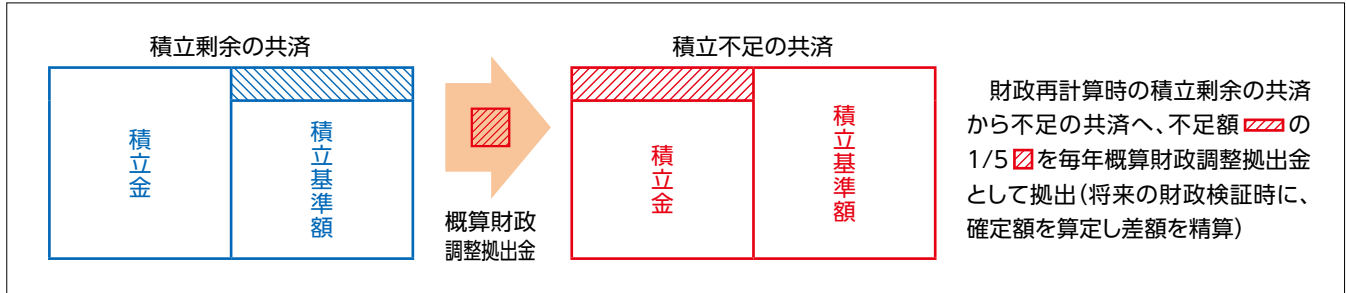
区分		地共済+国共済
積立金（簿価ベース）	A	29,201
総給付現価（※）	B	101,024
保険料収入現価	C	72,025
積立基準額	D=B-C	28,999
積立剰余	E=A-D	203

※加算率0.08%を加味して計算した総給付現価

2 国共済と地共済との間の財政調整(財政調整拠出金(概算値))

前記1.2で説明したとおり、年金払い退職給付制度では、国共済と地共済との間で財政調整を行うこととなっています。財政調整拠出金の額は、年度末の積立基準額及び積立金により決定されますが、積立基準額及び積立金の額は財政調整拠出金を拠出する年度中には確定しないため、当年度中は財政調整拠出金の概算払いをし、翌々年度において精算(確定)をすることとなっています。

この概算払いの財政調整拠出金(概算財政調整拠出金)は、財政再計算の結果を基にして、次回の財政再計算までの間の各年度(今回は令和6年度から令和10年度まで)、財政状態が剰余(積立金>積立基準額)の共済から財政状態が不足(積立金<積立基準額)の共済に対し、不足分の5分の1(拠出側の剰余額を上限)を拠出することとなっています。



具体的には、財政再計算結果による積立基準額が、国共済が約6,704億円、地共済が約22,295億円となり、積立金の額からこの積立基準額を差し引いた結果、国共済が約1,569億円の剰余、地共済が約1,366億円の不足となりました。

そのため、次回の財政再計算までの間の各年度の概算財政調整拠出金は、財政状態が剰余の国共済から、財政状態が不足の地共済に対し、不足分の5分の1である約273億円を拠出することとなります。

令和6年度から令和10年度までの各年度における概算財政調整拠出金の算定過程

(単位:億円)

区分		国共済	地共済
積立基準額	A	6,704	22,295
積立金(簿価ベース)	B	8,272	20,929
剰余または不足	C=(B-A)	+ 1,569	△ 1,366
C÷5(不足側)	D	-	△ 273
1年度あたり概算財政調整拠出金		地共済に 273 の拠出	国共済から 273 の受入れ

(注)[+]は積立金が剰余の状態を、「△」は積立金が不足の状態を表しています。

年金制度等の日誌

■ 年金制度に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R6.1.16	令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件(厚生労働省告示第八号)
R6.1.17	社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定(条約第二号)
R6.1.31	平成二十七年総務省告示第三百四十二号(地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件)の一部改正(総務省告示第二十号)
R6.1.31	平成二十七年総務省告示第三百四十三号(地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件)の一部改正(総務省告示第二十一号)

■ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	事項
R6.1.31	社会保障審議会年金部会(第12回)
R6.3.1	社会保障審議会年金部会 年金財政における経済前提に関する専門委員会(第8回)
R6.3.13	社会保障審議会年金部会(第13回)

業務等の状況

■ 会議開催状況

2月19日 第142回役員会	○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 ○内容 令和5年度事業計画及び予算(案)について 令和6年度事業計画及び予算の大綱(案)について
2月22日 第144回運営審議会	○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 ○内容 令和5年度事業計画及び予算(案)について 令和6年度事業計画及び予算の大綱(案)について



宿泊施設の紹介

警察共済組合
福岡県支部

警察共済組合 福岡県支部

博多サンヒルズホテル

ビジネスに観光に便利な場所にあり、仕事帰りのおひとり様のご利用からご家族向けのファミリータイプのお部屋まで幅広く対応しております。
組合員の方だけの特別価格を用意して 皆様のお越しをお待ちしております。



ホテル外観



客室



レストランセリア



瑞雲の間



ウェディング

営業案内

予約:5か月前の1日正午より
チェックイン:15:00 チェックアウト:10:00

オリジナルウェディングや各種ご宴会・会議など幅広くご利用いただけます。

ご予約・お問合せ

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-55
☎ 0800-100-1176 ☎(FAX) 092-631-3331
☎(FAX) 092-651-8430 ☎ <http://www.hakata-sunhills.jp>
✉ info@hakata-sunhills.jp

交通のご案内

🚶 JR吉塚駅より徒歩3分 西鉄バス吉塚営業所となり
地下鉄 馬出九大病院前駅より徒歩10分
🚗 福岡空港からタクシーで15分

福岡おすすめ観光情報

宿泊 組合員価格 上記は素泊り料金です。別途宿泊税がかかります。7月21日から8月31日、12月26日から1月7日は割増料金となります。

	1名	2名	3名	4名	5名	6名
シングル	6,000	—	—	—	—	—
ツイン・ダブル	8,500	11,200	—	—	—	—
和室	10,700	13,400	15,300	17,700	—	—
和洋室	15,900	18,200	20,700	23,200	25,400	27,600
特別洋室	18,400	21,400	—	—	—	—
特別和洋室	16,200	19,500	22,200	25,100	27,800	30,600

観光



福岡の屋台

ラーメン、おでん、焼き鳥、ぎょうざなど多彩なメニューを提供する福岡の屋台。1軒に長居するよりはハシゴして色々な料理に出会うのもひとつの楽しみ方です。営業時間はおおよそ18時30分から深夜0時くらいですが店によりまちまちです。電話で事前に確認しておくとういでしょう。店内は決して広くないので席は譲り合って楽しみましょう。

2階建
オープントップバス

シーサイドもちもちコース

都市高速で海沿いの景色を眺めながら福岡PayPayドームや福岡タワーなどを楽しめるコースです。

博多街なかコース

櫛田神社や博多の街なか、福岡城跡など歴史あふれるエリアを廻るコースです。

福岡きらめきコース

博多地区や福岡タワーの夜景を満喫できるコースです。

福岡グルメ

もつ鍋

鯉や昆布などでとったダシに醤油で味付けし、もつ、ニラ、キャベツ、ニンニク、鷹の爪を煮込んだ料理です。



水炊き

昆布などのダシだけで鶏肉と野菜を煮てポン酢につけて食べる料理です。





地方公務員共済組合連合会

Pension Fund Association for Local Government Officials

<https://www.chikyoren.or.jp/>

地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>
公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>
警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>
東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>
全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>
指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第237号
令和6年3月発行
編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1
TEL 03(6807)3677(代)

表紙の写真: 菅崎宮(福岡県福岡市)

日本三大八幡宮のひとつに数えられる菅崎宮。

正月の玉せせり、博多祇園山笠のお汐井とり、秋の放生会(ほうじょうや)と年に三度の大祭が催されます。

また、春先には春ぼたん、シャクヤク、初夏にはアジサイやゆり、秋には紅葉冬には雪囲いをした冬ぼたんなど1年を通して花を楽しめます。

